

平成二十四年十月臨時会

平成 24 年 第 3 回

# 菊陽町議会 10月臨時会会議録

平成 24 年 10 月 25 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

# 第3回菊陽町議会10月臨時会会議録

平成24年10月25日（木）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成24年第3回菊陽町議会10月臨時会)

平成24年10月25日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出同意第2号を議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

7 番 石 原 武 義 君

9 番 芝 和 長 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

13番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

17番 梅 田 清 明 君

2 番 野 田 恭 子 君

4 番 吉 山 哲 也 君

6 番 坂 本 秀 則 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

10番 岩 下 和 高 君

12番 福 島 知 雄 君

14番 加 藤 眞 佐 男 君

16番 小 林 久 美 子 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 松 本 東 亞 君

産 業 建 設 部 長 坂 本 恭 一 君

総 務 課 長 實 取 初 雄 君

教 育 審 議 員 矢 野 陽 子 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君

福 祉 生 活 部 長 阪 本 修 一 君

会 計 管 理 者 兼 平 野 誠 也 君

会 計 課 長 中 島 秀 樹 君

総 務 課 庶 務 長 松 本 洋 昭 君

法 制 係 長

学 務 課 長

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

ただいまから平成24年第3回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番坂本秀則君、7番石原武義君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出同意第2号を議題

○議長（大塚 昇君） 日程第4、町長提出同意第2号を議題とします。

議案は、先に議員各位に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成24年第3回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、御

出席をいただきありがとうございます。急を要する案件が生じたので、本日臨時会をお願いしたところであります。

初めに、10月に入りましてのイベント等について報告します。

まず、10月6日に開催しました人権の町菊陽フェスタでは、人権コンサートや講演会を実施しましたが、多くの方々にお出かけいただき、盛況で有意義な会となりました。

また、10月13日に開催しました健康づくりフェアでは、講演会のほか、健康づくりに関する標語、ポスターの表彰式や展示、町内の薬剤師に御協力をいただいていたの薬相談などを行いました。

10月17日には本町の南方自主防災組織が熊本県優良自主防災組織県知事表彰を受賞されました。南方地区の取組が特に優良であると認められたわけでありまして、町といたしましてもこれを契機に各地域における自主防災組織の設立をさらに促進してまいりたいと考えております。

この後、11月には、菊陽町文化祭、すぎなみフェスタ、鼻ぐり井手祭や菊陽まるっと博など、さまざまなイベントが開催されます。町を挙げて盛り上げてまいりたいと思いますので、議員をはじめ多数の方々の御参加と御支援をお願いいたします。

それでは、本日の臨時会に提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案いたします付議事件は1件であります。

同意第2号は教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同意を求めます。

曾我惟雄様及び野津原弘美様におかれましては、現在教育委員に就任していただいておりますが、平成24年11月1日の任期満了に伴い、再任の同意をお願いするものです。

曾我様、野津原様は、人格が高潔で教育行政に対する熱意はもとより、知識や経験も豊富であり、教育委員として適任と思っておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（松本東亞君） おはようございます。

では、同意第2号について御説明いたします。

同意第2号教育委員会委員の任命についてであります。

このたび曾我惟雄様と野津原弘美様を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものです。

お二人とも来る11月1日をもって任期満了となりますので、引き続き教育委員会委員をお願いするものであります。

まず、曾我惟雄様につきまして御説明いたします。

生年月日は、昭和19年6月11日、住所は菊陽町大字曲手1076番地1であります。

曾我様の経歴は、熊本県立大津高等学校を御卒業後、昭和38年4月に旧白水農業協同組合に就職と同時に熊本商科大学商学部第2部に進まれ、勤労学生として仕事と学業に精励されました。昭和54年6月から菊陽町農業協同組合白水所長をはじめとし、平成6年1月から同組合中央支所長、平成9年7月から合併した菊池地域農業協同組合金融部長、平成10年7月から総務部長をお務めの後、平成11年1月には同組合参事に任じられ、平成16年6月に定年退職されました。その後、平成18年12月22日から教育委員に就任され、現在2期目であります。また、平成23年1月6日から教育委員長に就任されています。

次に、野津原弘美様につきまして御説明いたします。

生年月日は昭和38年2月13日、住所は菊陽町光の森5丁目21番地10であります。

野津原様の経歴は、昭和56年4月に熊本市の田上内科病院に勤務される傍ら、熊本医師会立准看護学校で勉学に励まれ、現在は熊本市立麻生田保育園の看護師として勤務されています。平成18年4月から武蔵ヶ丘小学校PTA副会長を、平成19年4月から同会長及び菊陽町PTA連絡協議会会長を務められ、また平成20年4月からは武蔵ヶ丘小学校評議員を務められるなど、地域の教育活動に積極的に御尽力いただいています。平成22年3月4日から教育委員に就任され、現在1期目であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定では、現に子どもを教育している保護者の意向を教育行政に反映させるため、委員のうちに保護者を含めることが義務づけられています。そのようなことから野津原様を任命するものであります。

曾我様、野津原様は人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、知識や経験も豊富であり、教育委員として適任と思いますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

石原武義君。

○7番（石原武義君） 質問いたします。

曾我委員長ですかね。在任中、何回も定例議会がありました。そして、何人かの議員が教育問題について質問しました。その際においても一度もこの議場には出席されておられませんでした。それをもって教育に熱意があることはもとよりと今総務部長がおっしゃいましたけども、果たしてそうでしょうか。その点、総務部長、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（松本東亞君） 曾我委員におかれましては、教育委員会の教育委員長を務めながら、委員会を取りまとめておいでになりまして、その業務については今申し上げた推薦の理由に当たるかと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） この人物等についての質疑ではありませんが、ただいまの石原議員の質問にも関連しますけれども、議会への出席の件ですね、教育委員長の。もうちょっと早く聞くべきだったかと思いますが、三島教育委員長はずっと出席をされておりました。ところが、この曾我教育委員長の場合には出席がなくて何でかなというふうに思っておりましたが、もう過去の経緯はよございます。いろんな経過があったからそうなったんだろうと思いますけれども、大体この議会に出席するのは出席は議長が求めて、そしてそのもとに議会に出席されるということのようです。今、これを見ましても、出席を求めた者、教育委員会委員長というふうになってますですね。多分、この議会における執行部の出席についてはこれまでの慣例に従ってされてきたと思います。私も課長さん全部出席されていますけども、別段不便は感じておりませんし、不合理も感じておりませんが、この教育委員長の出席についてはやはりこれは議長にもお願いせんとはいけませんけれども、出席をやっぱり要請していただきたい。事実上は教育委員会のその権限に属することは教育長が実務をとって進められると思いますけれども、あくまでもこの教育委員会の最高責任者は教育委員長である。教育委員長が議会に出席をして、そして議員等の一般質問等にも答えられたり、考えられたり、そういったことをするのは大変大事なことだというふうに私は思います。

今後、当然議長には私たちの方からも教育委員長の出席を求めたいと思いますけれども、執行部に関することでもありますので、この出席について今後ですね。今後、町長あるいは教育長でも結構ですが、この教育委員長の出席についてどういうふうに考えられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今の御意見にお答えをいたしたいと思いますが、現在教育委員長出席をしておりませんが、御指摘のように教育委員会の最高責任者というのは教育委員長でございます。議長から来る文書は教育委員長宛てに来ますし、皆さん方が質問を出される分については全て教育委員長という形で参ります。地方自治法の121条等を見ても、議長の今お話がありましたようにどうしても委員長が出なければならぬ、委員長が出て説明をしなければならぬ状況であれば議長が要請をして、この議場に出席をして説明をするというふうなことになっておまして、これは教育委員会の委員長だけじゃなくて、農業委員会の会長であったり、委員長であったりという、それぞれの委員会の委員長の出席要請なども121条ではできるようになっております。今までの状況ですと、委員長3代、続けて3代出席をしておりました

が、今回はこういった状況もあって、委員さんたちは御存じのようにいろんな仕事をしながらこの議場に1日くぎづけにするっていうのはどうかなというふうなものもあまして、どうしても委員長が出て教育委員会としての説明をしなければならぬという要請があれば出席することはやぶさかでないと思っております。今後、そういった形で教育委員長でなければ説明ができないというふうな状況であれば委員長も出席をしないというふうなことではございません。ちなみに現在菊池郡市の議会の状況を見ますと、西合志町は委員長の出席があつているようでございますが、菊池市、大津町等については出席等があつておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ただいまの答弁を要約しますと、議長が必要と認めて要請があれば出席をするというふうに解釈していいかどうか、その辺をまたお答えいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど教育長からもありましたように農業委員会の会長、委員長ですかね。それぞれのこの責任者に対して私たちも一般質問書を出しておりますので、希望としましては余り無駄なことになってもいけないと思いますけれども、やはり大綱についてはその組織の一番の責任者が答えて、あと細部にわたっては実務をとっている方が答えるというふうな形が議会の姿ではないかというふうに思います。今、申し上げた私の最初の方の解釈でよろしいですか。もう一回、確認をしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 余り私もこの地方自治法の第121条というようなのは読み返すことはありませんでしたが、改めて読んでみますと、普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、または公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員、その他法律に基づく委員会の代表者または委員並びにその委任、委任は委任または嘱託を受けた者は議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは議場に出席しなければならないということで、そういった法的なものがあるようでございます。どうしても委員長が出席が必要だというようなことでの議長要請があれば委員長にもそのゆえ連絡をしながら出席をする形ができると思います。ただ、今、出席については委員長に通知が参りますので、うちの方としてはこういう形で議長に返事をいたしますよというようなことで今返事している状況でございます。

以上です。

（8番甲斐榮治君「はい、分かりました」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ちょっとお伺いいたします。

野津原さんが1期目のときはPTA会長ではなかったわけですかね。今度、PTA会長になられて、PTA、いわゆる学校のことを代表して校長やら学務担当に意見を申されることなんですけれども、逆にこの教育委員ということになれば、その整合性はいいのかなと思って。その辺もちょっとお伺いします。

○議長（大塚 昇君） 赤峰教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 保護者の解釈についても、これはあるんです。そこで、子どもさんが法的には民法上20歳未満の子がいる者っていうようなのを親権というようなことで解釈をすることになりますと、今子どもさんがまだ高校2年生で17歳でございまして、PTAの役員とか、直接保護者、中学校義務制の保護者でなければならないというようなことはありません。したがって、任期满了で子どもさんがもう高等学校を卒業してしまったということでも、任期中はその任期が可能であります。務めることが可能であります。その後、もう卒業されて任期满了になったら交代をするという、そういった形でやれば法的にも選任についても問題ないと思います。

（17番梅田清明君「私は現在、PTA会長と思うとったもん」の声あり）

今はそうじゃありません。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

石原武義君。

○7番（石原武義君） 教育長にお尋ねしますけども、またちょっと前に戻るようですけども、先ほど地方自治法121条とか云々とかとおっしゃって、これは法律の問題じゃないと思うんですよ。法律上は出席しなくてもいいから別に云々というんじゃなくして、要は熱意の問題で、一般質問においてどういう議員がどういう教育問題について問題意識を持って質問するか、その生身の実際のやりとりはやっぱり十分頭に刻み込んでおく必要があるかと思いますが、その点で出席された方がいいんじゃないですかというふうなことを申し上げましたので、法律上は本会議等に出席しなくてもいいんだという、そういう法律以前の問題だと思います。

以上、私は申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 赤峰教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 決して法律のことを申し上げたのは、流れの中でそれは必要であるから申し上げたんですが、決して委員長が教育に熱意がないとか、そういうのは全くありませんので、その辺のは誤解のないようお願いしたいと思います。

（7番石原武義君「分かりました」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1人ずつ行います。

同意第2号教育委員会委員の任命について、曾我惟雄君を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、曾我惟雄君の任命同意は同意することに決定しました。

次に、同意第2号教育委員会委員の任命について、野津原弘美君を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、野津原弘美君の任命同意は同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成24年第3回菊陽町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時22分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 坂本 秀則

菊陽町議会議員 石原 武義

菊陽町議会会議録  
平成24年第3回10月臨時会

平成24年10月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919